

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	要介護老人等短期入所事業			事業コード	1802
所属コード	153000	課等名	健康福祉課	係名	国保・福祉グループ
課長名	佐藤 政敏	担当者名	田村 和弘	内線番号	4400-132
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 3 目 要介護老人等短期入所事業 (005-21)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 H12 年度
根拠法令等	要介護老人等短期入所事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

ひとり暮らし高齢者等が体調不良に陥った場合、養護老人ホーム等へ短期間宿泊することにより、体調調整及び日常生活に関する支援・指導を行い、要介護状態への進行を予防する。また、介護認定を受け短期入所生活介護を給付の上限まで受けても、ひとり暮らし等のため居宅において生活を営むことが困難な要介護老人を、継続して特別養護老人ホームに入所させ介護を行なう。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 12 年介護保険施行後、養護老人ホーム等の短期入所生活介護を介護保険限度額まで利用しても不足する日数の一部負担額を補助し、在宅での介護が困難な方に対し養護老人ホーム等での短期入所生活介護を継続利用できるようにした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

短期入所者の生活支援と介護者の負担の軽減が図られた。

今後、ひとり暮らし高齢者や要介護者の増加が予想され、これに伴い利用希望者の増加が見込まれる。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

身体、精神、環境及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 玉山区内の65歳以上の高齢者	人	3,426	3,418	3,418	3,476	3,476
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

- ・委託業者との契約事務
- ・介護支援専門員や介護者との協議
- ・実施施設との連絡調整
- ・申請受付，承認，事業依頼
- ・業務報告の確認，委託料の支払い

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 延利用者数	人	28	25	26	31	31
B 委託料支払実績	円	1,308,350	1,313,170	1,325,000	1,323,240	1,325,000
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

養護老人ホーム等での体調調整・生活指導により，高齢者の要介護状態への進行を予防し日常生活の質の向上を図る。また，在宅での介護が難しい高齢者を継続して入所させることにより，介護者の介護負担の軽減を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 要介護老人等短期入所利用者数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	人	13	12	12	8	8
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0
	④ 一般財源	千円	735	725	740	743
	⑤ その他()	千円	574	589	585	581
	A 小計 ①～⑤	千円	1,309	1,314	1,325	1,324
人件費	⑥ 延べ業務時間数	時間	150	135	135	130
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	600	540	540	520
計	トータルコスト A+B	千円	1,909	1,854	1,865	1,844
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

短期入所者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減が図られており、施策の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

現行の制度による在宅サービスを利用してもなお在宅生活が困難な高齢者や高齢者世帯の生活支援を行なう観点から、市以外に実施するところがない。

③ 対象の妥当性

在宅で日常生活を営むことが困難な高齢者等に対する施策であることから、現状のままで妥当である。

④ 廃止・休止の影響

認知症による徘徊や手厚い介護を必要とし、在宅サービスを受けてもなお在宅生活が困難な高齢者や家族から当該事業の利用希望が寄せられており、現状では当該対象者を受け入れる事業が他になく、対象が一人暮らし高齢者や介護力の弱い世帯であるため、在宅福祉サービスの低下を招くことになる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

対象者の身体、精神、環境、経済上の理由、緊急性等をより精査することにより、有効性が高まる余地はある。

また、今後要介護者の増加が見込まれ、事業の利用対象も増加が予想される。これの対応により、向上の余地はある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

身体、精神、環境及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象（受益者）としており、公平・公正である。

(4) 効率性評価

事業費は、介護報酬基準単価等により積算を行い、利用者負担も徴収しているためこれ以上の削減はできない。また、主たる業務が委託契約事務と対象者の利用決定事務となっており、これ以上の削減はできない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

利用の適否の決定には、対象者の状況を精査することで事業の有効性を高めていく。

また、今後事業の対象者の増加が見込まれ、これの対応のため他制度との組み合わせや活用方法を考えながら、事業の指標（目標値）を定めていく必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

事業の対象の詳細な把握。他制度との調整や介護保険制度による支援事業との組み合わせの検討が必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者福祉の施策として必要な制度であり、今後さらに身体及び経済上の理由により居宅において介護を受けることが困難な高齢者の増加が見込まれることから、他制度との調整等、適切な対応を図りながら維持・継続していく必要がある。